

定年延長助成金

60歳定年を70歳に引き上げると、
最大160万円が支給される

「定年延長助成金」を申請しませんか？

主な要件は次のとおりですが、面倒な書類作成は当事務所が代行します。60歳以上の正社員が1名以上いれば申請できます。知らないで損する助成金、今現在で定年引上げが可能なら、義務化される前に申請しませんか？

(主な申請要件)

- ・定年前(60歳前)から継続雇用する60歳以上の社員を1名以上雇用していること(1年以上雇用していること)

定年・継続雇用年齢の引上げ

お勧め

65歳超継続雇用促進コース

令和4年4月
復活確定

社会保険労務士による 就業規則変更の 有料コンサル実施	定年 引上げ	就業規則を 労基署へ 届出	雇用支援機構に 支給申請書提出
-----------------------------------	-----------	---------------------	--------------------

定年を60歳から70歳以上に引上げする場合

雇用保険加入の60~69歳の 定年前から働いている社員数	1~3名	4~6名	7~9名	10名以上
定年66歳または70歳へ 引上げ	30万円	50万円	85万円	105万円
現在、70歳未満の定年 ⇒定年を廃止に変更	40万円	80万円	120万円	160万円

現在の定年は据え置き継続雇用年齢を70歳以上に引上げ

70歳未満の定年据え置き 継続雇用年齢⇒70歳	30万円	50万円	80万円	100万円
----------------------------	------	------	------	-------

特集

高年齢者の雇用の安定に
取り組み事業主を支援

労働年齢に関わりなくいきいきと働ける社会をつくる

就業代が変わる！あなたの会社の就業規則は大丈夫？

小さな会社も就業規則は必要です

気象庁の3か月予報では、今年の夏は平年より暑い日が多いそうです。気象予報で使われる平年とは、過去30年の平均値で、今は1991年から2020年までの30年の平均値が平年だそうです。すでに気候変動が問題になっていた期間も平均に含まれています。そこと比べてもさらに暑い今年の夏、みなさま体調にはお気を付けください。

さて、私は仕事から、経営者様から従業員に関する問題で相談を受けることが少なくありません。どう対処してよいか分からない場合は、就業規則をあたったて対処を検討することになります。就業規則は労使双方が守るべき会社のルールブックだからです。しかし、従業員を懲戒処分したくても、事前に就業規則で懲戒規定を定めていなければ、処分することは困難です。小さな会社では、就業規則作成が義務ではないからと、作成しないケースも見られますが、実際には就業規則が無いことで困る場面は多いのです。

社労士オフィスメイクタイム

代表 西野 史朗



助成金総合コンサルタント & 障害年金専門社労士

社労士オフィスメイクタイム 代表 西野 史朗

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-32-7-803

☎ 03-6384-7346

受付時間 9:00-18:00 [土・日・祝日を除く]

LINE 公式アカウント

